## 特定非営利活動法人日本食道学会 専門医制度規則 (定款施行細則第6号)

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この制度は、食道疾患の診療の健全な発展普及を促し、専門的知識と技術を修得した医師を育成し、もって国民医療の向上に貢献することを目的とする。

### 第2章 専門医制度委員会

(設置)

- 第 2条 この法人(以下「本学会」という)は、前条の目的を達成するために専門医制度委員会(以下「本委員会」という)を置く。
- 2. 食道科認定医および食道外科専門医の認定業務を行う目的で、本委員会の下に食道科認定医認定部会(以下「認定医認定部会」という)および食道外科専門医認定部会(以下「外科専門医認定部会」という)を設置する。
- 3. 食道外科専門医の認定業務を行う目的で、本委員会の下に食道外科専門医認定施設認定部会(以下「施設認定部会」という)、食道外科専門医カリキュラム設定部会(以下「外科専門医カリキュラム設定部会」という)を設置する。
- 4. 本委員会の構成ならびに運営については、この規則に定めるものの他、別に定められた食道科認定医制度規則、食道外科専門医制度規則による。

## (業務)

- 第3条 専門医制度委員会は、この規則によって以下の業務を行う。
- (1) 専門医制度に関する諸問題を検討する。
- (2) 食道科認定医(以下「認定医」という)の認定のための審査を行い、理事会に承認を求める。
- (3) 食道外科専門医(以下「外科専門医」という)の認定のための審査を行い、理事会に承認を求める。
- (4) 食道外科専門医認定施設(以下「認定施設」という)および食道外科専門医準認定施設(以下「準認定施設」という)の認定のための審査を行い、理事会に承認を求める。
- (5) 食道外科専門医修練カリキュラムの作成および変更を行い、理事会に承認を求める。

#### (委員の選出)

- 第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事長が選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 2. 本委員会の委員は、理事長、認定医認定部会部会長、外科専門医認定部会部会長、施設認定部会部会長、外科専門医カリキュラム設定部会部会長のほか、本学会評議員若干名で構成する。
- 3. 本委員会の委員は、本学会評議員の中から本委員会の委員長が選出し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 4. 本委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は本委員会の委員のうち、1名を理事長が委嘱する。

#### (任期)

第 5条 委員長及び委員の任期は 2年とし、再任を妨げない。満 65歳を過ぎると次の総会後にその資格を失う。

## (欠員の補充)

第 6 条 委員に欠員が生じたときは、本学会評議員の中から補充することができる。任期は前任者の残任 期間とする。

#### (議事の運営)

- 第7条 本委員会は次の各号の要項に従って運営される。
- (1) 委員会の成立は委員現在数の2/3以上とし、文書による委任を認める。
- (2) 議事は出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は委員長がこれを決する。
- (3) 議事録は委員長が作成し、委員長および議事録署名人(出席委員2名)が署名し、事務局に保管する。

## 第 3 章 食道科認定医認定部会

(業務)

- 第8条 認定医認定部会は、認定医の認定審査を行う。
- 2. 本部会の構成ならびに運営については、食道科認定医制度規則による。

### 第 4 章 食道外科専門医認定部会

(業務)

- 第 9条 外科専門医認定部会は、外科専門医の認定審査を行う。
- 2. 本部会の構成ならびに運営については、食道外科専門医制度規則による。

## 第5章 食道外科専門医認定施設認定部会

(業務)

- 第10条 施設認定部会は認定施設および準認定施設の認定審査を行う。
- 2. 本部会の構成ならびに運営については、食道外科専門医制度規則による。

### 第6章 食道外科専門医カリキュラム設定部会

(業務)

- 第 11 条 外科専門医カリキュラム設定部会は、食道外科専門医修練カリキュラムの設定および変更を専門 医制度委員会に勧告する。
- 2. 本部会の構成ならびに運営については、食道外科専門医制度規則による。

#### 第7章 規則の施行、変更

第 12 条 この規則は、本委員会ならびに理事会の議を経て、評議員会の承認を受けて変更又は廃止することができる。本規則の改廃は社員総会で報告しなければならない。

# 附則

- (1) この規則は平成 21年 12月 5日から施行する。
- (2) この規則は平成 22年 3月 6日から改定する。
- (3) この規則は平成23年9月26日から改定する。
- (4) この規則は平成24年3月27日から改定する。
- (5) この規則は平成26年4月18日から改定する。
- (6) この規則は平成29年6月14日から改定する。
- (7) この規則は平成30年6月27日から改定する。